新潟市水道局水道管路施設情報利用要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、水道局が地理情報システムにより提供する水道管路施設情報（以下「管路情報」という。）の利用等に関して必要な事項を定めるものとする。

（利用できる日時及び時間）

第２条　管路情報を利用できる日及び時間は、次の各号に掲げる休日を除く日の午前８時３０分から午後５時までとする。ただし、給水装置課長、秋葉工事事務所長、北工事事務所長、西蒲工事事務所長（以下「各所属長」という。）が特に認めた場合はこの限りでない。

（１）　日曜日及び土曜日

（２）　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する日

（３）　１月２日及び３日並びに１２月２９日から１２月３１日まで

（利用者の遵守事項）

第３条　管路情報を利用する者（以下「利用者」という。）は、この要綱の定め及び係員の指示に従うとともに、地理情報システムの端末機器を丁寧に扱い、汚損し又は破損してはならない。

（利用場所）

第４条 管路情報は、各所属長が定める場所で利用するものとする。

（利用の手続き）

第５条 利用者は、別に定める管路情報利用票に必要事項を記載しなければならない。

２　新潟市指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）が管路情報を利用する場合は、給水装置課長があらかじめ付与した暗証番号を入力しなければならない。この場合においては、当該指定業者について前項の規定は適用しない。

（印刷物の提供）

第６条　利用者は、必要最小限の範囲内において管路情報の印刷物の提供を求めることができる。この場合において、印刷部数は一情報につき一部とする。

２　印刷に要する費用は、当分の間無料とする。

（利用制限）

第７条　各所属長は、利用者の利用方法が他の利用者の支障となる恐れがある場合は、当該利用者の利用を制限することができる。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、管路情報の利用等について必要な事項は各所属長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１４年４月１日より施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日より施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日より施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日より施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日より施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日より施行する。